

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるといふにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に採用され、同年〇月からは同社が経営するB所在のC店（以下「事業場」という。）に配属され、古着販売員として勤務していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、事業場において古着の入ったキャスター付きボックスを移動させる作業中、キャスター付きボックスの間に挟まり負傷したという。請求人は、同月〇日、Dクリニックに受診し「右側胸部挫傷」（以下「本件負傷」という。）と診断された。

請求人は、本件負傷は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したが、監督署長は、本件負傷の原因となった災害を確認できないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は本件負傷の原因となった業務中の災害はあったと推認して、監督署長の当該不支給決定処分を取り消した。

監督署長は、審査官の決定を受け、療養補償給付については支給する旨の処分をし、休業補償給付については、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの〇日間について支給し、同月〇日以降の期間については、通院日のみ支給する旨の処分を

した。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付の請求のうち、通院日以外の日は療養のため労働することができない日とは認められないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人は、通院日のみ休業補償給付を支給するとして監督署長の処分について、実際は本件負傷による痛みのため、請求人は平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間は、事業場が請求人に対して要求した作業に従事することはできなかつたものであり、同処分は違法である旨主張するので、以下に検討する。

(2) 労災保険法による休業補償給付は、労働者が業務上の負傷又は疾病に係る療養のため労働することができないために賃金を受けない場合に支給されるものであり、この場合の「療養のために労働することができない」とは、傷病治療のため医師より安静を命じられた場合、同治療上の目的から医師より就労を禁止された場合、同治療のための通院により労働できない場合等を意味するものであり、療養中であっても軽作業に就労し得る場合には、単に負傷前の作業に就けないことをもって労働することができないとするものではないと解することが相当である。

(3) そこで、請求人が本件負傷により通院日以外も療養のため労働することができなかつたか否かについてみると、E医師は、平成〇年〇月〇日の労働基準監督署担当官との面談において、「平成〇年〇月〇日以降の休業は、本来必要ないと思っていたため、受診日のみ（療養のため労働することができなかつた日と）認めることとして証明を行った。」と述べている。

当審査会としても、請求人の主張を踏まえ、改めて本件の一件記録を精査したが、平成〇年〇月〇日付けE医師作成の意見書及びDクリニックの診療録をみても、請求人の本件負傷に係る療養の内容は対症療法（湿布措置）のみであつて、医師の指示により就労を禁止ないし制限されていた事実も認められないことから、決定書理由に説示のとおり、請求人は、本件の休業補償給付の請求期間において、通院日以外は労働可能な状態にあつたと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした通院日以外の日は療養のため労働することができない日とは認められないとした休業補償給付の支給に関する処分は妥当であつて、これを取り消すべき理由はない。

よつて主文のとおり裁決する。